

ヤスクニ通信 YASUKUNI NEWS

郵便局口座：00130-9-101803 加入者名：バプ連ヤスクニ委員会 〒115-0045 北区赤羽2-64-15-201 東京北キリスト教会気付

◇シリーズ 「私にとってのヤスクニ」 II

靖国神社問題特別委員会が設置されたのは、一宗教法人となった靖国神社を国有化する「靖国神社国家護持法案」が目論まれた頃で、それから50年余りになります。設置当初から「信教の自由」を実現する取り組みを担ってきましたが、私たちキリスト者にとって、その課題は今もなお取り組まなければならない信仰告白の課題です。今回は今年1月の委員会で「私にとってのヤスクニ」をテーマにした2名の委員の発題を紹介します。

私にとってのヤスクニ

杉山望（金沢バプテスト教会）

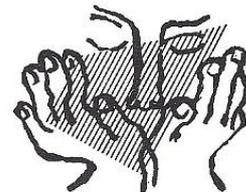
私が靖国神社問題と出会ったのは、神学生のように恵泉教会へ夏期研修で伺ったときのことでした。研修プログラムの一つとして辻子さんに靖国神社を案内していただき、遊就館の展示物についても詳しく教えていただきました。歪められた歴史観に驚き、呆れたことを覚えています。2019年にヤスクニ委員となってから、少しずつこの問題を学び始めましたが、深く学んでいるとは言えませんし、運動らしいことにはほとんど関わることができていません。

札幌教会に招聘されてから、アイヌ民族に対する侵略の歴史も学びました。最近では気候変動や環境破壊のことを学び始め、その影響の大きさに圧倒されています。神学生のように沖縄や韓国にも行く機会があり、それぞれの歴史も僅かながら学びました。それぞれの事柄がバラバラの問題なのではなくて、靖国神社や天皇制の問題ともつながっているように感じてきました。

ヤスクニ委員会が発行した『光は闇の中に輝いている』の中に、1969年に出された「第一次靖国神社法案反対闘争総括報告」が掲載されています。その中で、「疑似神（国家権力）に対決することを……資本制社会という構造的・体制的罪としてとらえなおし、その体制的必然としての反人間的暴力性をヤスクニ問題の背景にあるものとして把握しよう」、と指摘されています。ヤスク

ニ問題は「政教分離と信教の自由」に関わる問題ですが、それは単に心の問題ではなく、経済、社会、生活と密接に関わる問題だと捉えています。

靖国神社や天皇制が無くなったとしても、それを必要とした社会の暴力性が変わらないのであれば、そこから生じる問題は無くならないでしょう。開拓、成長、発展という方向性は、侵略、搾取、破壊を伴うこともあり、無条件で善とは言えません。犠牲を生み出しながら富や力を求め続け、それを正当化する生き方からの方向転換をする決心をすることが、今、私に問われています。



私とヤスクニ

藤田直彦（恵泉バプテスト教会）

恵泉教会で育った私にとって、ヤスクニは常に身近にあった。しかし、青年大会に参加した20歳の頃まで、自分から意識的に関わろうとはしていなかった。意識し始めたのは、教員となってからだ。

初任の学校では、既に「君が代」は流れ、正面に児童の作品が飾られ、「日の丸」は立てかけだ

ったが、やがて児童の作品は体育館の壁に移動させられた。

参加し始めた青年大会は、70年安保の頃、大会の自治を獲得した時代を知っている人が残っていると同時に、各地で課題をもって活動している人たちが多く集っていた。そのような課題の現場で冬の大会を開いた。釜ヶ崎や東九条などと共に、靖国神社を見学することもあった。そのような課題から聖書を読むということを教えられた。

8月15日の千鳥ヶ淵早天祈祷会に参加するようになり、その後靖国神社の境内を散策することがならわしとなった。初めて見た靖国神社は衝撃だった。軍服を着て突撃ラップと共に行進する小隊、全国から続々とやってくるバスの数。そしてあの強大な鳥居。普段の生活の中で感じることのできない「戦中」がそこにあるように感じた。

中曽根首相が公式参拝を行った1985年には、制服警官に囲まれ境内から排除された。反対の声を挙げる人たちと警察の小競り合いや街宣車で大騒動だった。

最初の学校を異動するときは、東京の少なくとも区部では「日の丸」「君が代」はほぼ100%になっていたが、移った学校は、「日の丸」立っかけ、「君が代」曲のみの学校だった。当時は、職員会議も会議として機能していた。その学校も少しずつ職員が異動するたびに教委の息がかかった教員が送り込まれ、最後は周年行事の際一票差で「君が代」が歌われることになった。ところが、周年行事記念式典の中で、私たち「君が代」斉唱反対の教員が着席して、ふと目を上げると参加していた5、6年生が次々に座り始めたのだ。結局一人を抜かして全員が座った。あとで聞いてみると、「なんだか歌が聞こえたと思ったら嫌な気持ちになった。」「なんとなくみんなが座ったから。」などと言っていた。最後まで立った子には、周りに流されず自分の考えで行動したことをほめた。

6年生の歴史では、家永三郎の「日本の歴史」を羅針盤として授業を組み立てた。政府は天皇中心の国づくりをするために天皇に財産を与え、土地を与え、さらに国民が天皇を崇めるように様々なことを行った。これを子どもたちに考えさせた。もし誰かを神として国民に崇めさせるとしたらどうするかを自由に考えた。子どもたちの発想は面白く、キャラクターグッズを作る、テーマソングを作る、パーティーを開いて盛り上げる、マークを作ってシールにする、文句を言ったら捕まえるというものもあった。それを分析してみると、実は実際に行われたことが多くあった。後に同じ取り組みを教会学校や北関東の集会で行ったが、後ろで参加していた年配の人たちが「それ本当にあったんだよ。」と興奮気味に話してくれた。このようにして、この神は人間が作った神だということを子どもと一緒に学んだ。

その後、「日の丸」「君が代」は「国旗」「国歌」となり、東京都は2003年10月23日細々した通達を出し、職務命令と処分により闘いを抑え込んでいった。処分に対し粘り強い運動が続き、戒告以上の処分は行き過ぎであるとして処分取消しの判決も続いている。しかし、議論すら知らない教員が増え、国歌「君が代」の歌声は年々大きくなっている。

学校は、管理体制が進み、気が付けば月100時間を超える残業が普通に行われ、ハラスメントが横行する酷い職場になっている。振り返ってみると「日の丸」に頭を下げることは、「お上」のための子どもを育てることであり、今の学校の息苦しさはあの旗と歌から始まったと体感している。ヤスクニは過去の出来事ではない。



信仰告白としての「元号年不使用」

辻子実（恵泉バプテスト教会）

※1月の委員会での発題の原稿を修正・加筆していただいて掲載しました。（編集）

『バプテスト誌 797号』（2022年2月1日）4ページに<<お詫びと訂正>>が掲載されました。以下、当該文書です。

『バプテスト』誌 2021年12月号・八戸教会の教会インタビュー記事において、元号による年表記がありました。「信教の自由」を大切にしてきた連盟では、理事会においても天皇制にかかわる元号を使用しないこととしてきました。またこれまで『バプテスト』誌では、記事の文脈で表記する際、西暦(元号)の形で掲載してきましたが、今回、編集過程で、元号(西暦)の表記を見落として掲載してしまいました。八戸教会ご関係者はじめ、読者の皆さまに大変ご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、お詫びして、訂正いたします。これからも連盟機関紙としての役割を果たしていくことができますよう努めてまいります。（『バプテスト』誌編集室）

<訂正文>「1882年(元号年)吹雪の中ポート師により河口の氷を割って7名の青年が受浸し、最初の信者となる。1909年(元号年)に会堂を建て、教会組織して教会が誕生した。」

この<<お詫びと訂正>>は、日本バプテスト連盟諸文書の年号表記に関して、具体的な提示がはじめてなされた文書だと思います。

しかし、「理事会においても天皇制にかかわる元号を使用しないこととしてきました。」としながらも、西暦(元号年)の元号年併記を「良し」とする見解の表明です。私たち日本バプテスト連盟は、西暦(元号年)という元号年併記を「良し」としてきたのでしょうか。私は、違うと思います。

もちろん、私たちが、元号年併記を見過ごし

にしてきた問題があることは、言を俟ちません。しかし、この事を契機として、改めて「元号を使用しない」ことの大切さをお互いに確認したいと思います。

このような具体的な詰めのかたまりに関しては、私には苦い思いがあります。

私は、2020年7月27日の奥田知志さんの「ご進講」問題を聞いた時に、とっさに思い出したのは、私が公に象徴天皇制に関して自らの見解を問われた最初の機会でもあった、2004年に開催された日本バプテスト連盟第50回定期総会の時の質疑応答でした。この総会に私は、恵泉バプテスト教会の代議員として出席させて頂いていたのですが、連盟靖国神社問題特別委員会の委員長でもありました。

この年の靖国神社問題特別委員会の報告書の中で、「秋の園遊会で、天皇が、学校現場での『日の丸』掲揚と『君が代』斉唱について『強制になるということでないことが望ましいですね』と、発言をしたと伝えられました。そして、この発言を評価する声も聞こえます。しかし、日本国憲法第7条 [天皇の国事行為] では、『天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ』云々とあり、上記の発言は明らかに、「天皇の国事行為」を逸脱する憲法違反発言と考えます」と書かせて頂きました。

この報告に関して、ある教会より靖国神社問題特別委員会に対して、「靖国神社問題特別委員会に対しての質問である。委員会は天皇制を認めるのか認めないのか。象徴天皇制を含めて認めるのか、認めないのか。」との質問がありました。議事録では、以上のように記載されていますが、

当該教会の総会出席代議員から議場で、特に「一言で、お応えください。」との付言がありました。

私は、「靖国神社問題特別委員会として、象徴天皇制を認めるか認めないかについて、正確に過去の宣言等を確認していないが、可否を問うたことはない。」とお応えしましたところ、出席代議員の方から、「ヤスクニ委員会が象徴天皇（制）を認めることに失望した。」とのご意見が表明されたと記憶しています。

そこで議場での質疑は終了しましたが、直後に靖国神社問題特別委員会が行われ、議場での私の応答に「象徴天皇制も含めて天皇制に反対してきた歴史がある。」と、猛烈に異議を申し立てたのが当時、東八幡キリスト教会代議員として出席され、靖国神社問題特別委員会委員でもあった奥田知志さんでした。

私は、委員会で話し合ってきたことは間違いないが、公の文章などで「象徴天皇制も含めて天皇制に反対」であることを明確にしたことはないと思う。私の回答に不満があるなら、来年の連盟定期総会に教会提案議案として〔日本バプテスト連盟として象徴天皇制に反対することを確認する〕議案を提出したら良いのではないかと反論し、その場で奥田さんから、「この声明、この出版物のこの箇所靖国神社問題特別委員会は象徴天皇制にも反対してきた歴史がある」と提示されることはなかったので話はそれ以上進みませんでした。

私も総会から戻ってから、連盟、靖国神社問題特別委員会などが過去に公にした文章を確認したのですが、明確に象徴天皇制に反対してきた文章は見当たりませんでした。結果的には教会からは、同趣旨の議案は提出されていません。

なぜ、奥田さんに象徴天皇制も否という確認声明議案を、しつこく要求し続けなかったのかと、今は悔いています。そうすれば、たとえ今回の「ご進講」のようなことが行われたとしても、なぜ、奥田さんとして、このような象徴天皇制を肯定するような行為を行ったのか説明責

任が生じたと思います。

どんなに特別委員会の中で議論を深めても、それが経過報告であれ課題を公にしない限り、無責任な放言で終わってしまうと思います。私は今回の元号年使用については、この反省に立って、過去の声明などに準拠しながら、この機会にしっかりと課題を詰めていく必要があると思っています。



日本バプテスト連盟における「元号年」使用に対する基本的姿勢は、「元号法成立に対する反対の声明」（1979年6月6日理事会）で明らかにされています。声明は下記のとおりです。

日本バプテスト連盟理事会は第二回理事会開催中に元号法成立の報に際し、天皇利用の政治的風潮を憂うと共に、国家の将来に対し、深い危惧の念を表明する。

そもそも元号法制化を支持する人たちは、新聞の世論調査等によっても二十数パーセントに過ぎない。むしろ元号法の背後には、特定の宗教団体その他による天皇の政治利用の意向が明白である。

われわれは、信仰と良心の自由のゆえに今後もあらゆる文書において主の年を用い「元号不使用」を言明する。

元号法制化を促して来た同じ勢力は、ひきつづき靖国神社公式参拝実現を目指し、国家と神道の結合による皇国精神の昂揚をもくろんでいる。

われわれは、このような勢力の台頭に対し、今まで以上に警戒を強め、聖書に示された人間の尊厳と自由とを守り、われわれの祖国が、国際社会において平和への使命を達成するよう祈り、且つ働くものである。

理事会声明では、「元号年不使用」を実行するためには、どうすべきかの提示がない点、混乱を招いているのだと思います。

西暦(元号年)なら良くて、元号年(西暦)ならダメという考えの方が混乱の原因だと思います。＜主の年を用い「元号不使用」を言明＞しているのですから、西暦(元号年)・元号年(西暦)表記を含め「元号年不使用」を貫くためには、どのようにすべきかの具体的方策を一人一人が知恵を出し合って実行していくことだと思います。

◇西暦のみ使用の方策の提案

「バプテスト」誌を始めとして、連盟諸文書の原稿を依頼する場合、西暦のみ使用「元号年不使用」を掲載規定として改めて告知し、寄稿文中に元号年が使用されている場合、著者に西暦使用「元号年不使用」をお願いして書き換えして頂く。「元号不使用」に同意して頂けない場合は、投稿掲載規定に基づいて掲載を行わない。

連盟が過去、元号年を使ってきた歴史を検証する文章などでは、あえて元号年を使った文章を引用する場面もあるかと思えます。

例を挙げますと、1967年に連盟総会で採択された「靖国神社法案反対声明」の公表年は元号年を使用しています。この場合でも、「日本バプテスト連盟第21回年次総会で採択された靖国神社靖国神社法案反対声明では『真の平和と・・・』(1967年8月11日)」と記述すれば問題ないと思います。

あえて、私たちの歴史の反省に立つならば、＜1967年8月11日日本バプテスト連盟第21回年次総会で採択された靖国神社法案反対声明は、元号年で公表されています＞と補足すれば、より親切だとは思えます。

◇「元号年」と、名詞「元号」

＜「元号不使用」を言明＞と言っても、「慶応

大学」「明治学院」「大正大学」「昭和女子大」などは、どのように考えるべきなのか。

「元号年」使用と名詞「元号」は分けて考えるとわかりやすいと思います。＜主の年を用い「元号不使用」を言明＞しているのであって、誰も「明治大学」の名称不使用とは言っていない点にも留意すべきでしょう。

◇固有名詞・タイトルなどに使われている本や資料の場合

私も原告として参加している「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」東京地裁の正式名称は「元号年(行ウ)第560号 即位の礼・大嘗祭等違憲差し止め請求事件」と記載されていますが、私たちは、2018年に提訴した「(行ウ)第560号即位の礼・大嘗祭等違憲差し止め請求事件」というように使っています。

例えば『昭和の怪物』の書名をどうするかという質問もあるかと思いますが、「元号年」と「元号」を使い分けて考えるべきでしょう。この場合、『昭和の怪物』(ママ)使用と考えます。

◇「元号年」使用の工夫

『神社とは何か』(新谷尚紀・講談社現代新書・2021)に「元号年」の使用に工夫があるので紹介しておきます。著者は、國學院大学大学院客員教授です。奥付は2021年12月14日。

- ・天武朝の3(674)年：(p6)元号制度は孝徳天皇の代から始められ、大化・白雉の2つの元号が定められましたが、孝徳天皇が死後、次の斉明天皇より断絶。天武天皇15年7月20日(686年8月14日)に朱鳥と定められ、32年ぶりに再開。「天武朝の3年」には元号はなかったのです。
- ・宝亀8(777)年3月10日付の太政官符の「掃修神社潔斎祭事」：(p12)原典を確認していませんが、「宝亀8年」を使っていたとしても、777年3月10日付の太政官符の「掃修神社潔斎祭事」で問題ないでしょう。著者にして、

元号年のみでは対応できないのです。

◇文章の中で「昭和の時代」のような使われ方をされたものを引用する場合はどうするのか
寄稿された原稿で「昭和の時代」のような使われ方をされる方がいた時には、編集部がチェックし「1930～40年代」とかにすべきでしょう。「昭和の時代」はそもそも、1945年前後で意味が違うと思います。

『タイムマッチ』（岡田明・キリスト新聞社・2013）で教えられたのですが、「江戸時代」というのも300年を一括りにしているわけで、「帝国憲法時代」「日本国憲法時代」という括りもあると思います。

◇歴史用語の問題・工夫と課題

- ・昭和（金融）恐慌：ウィキペディアでチェックしたら、項目が立てられていました。これなど、1930年前後に起きた金融恐慌という表現の方が余程、判りやすいでしょう。
- ・明治維新：「明治維新」の時期については諸説あるわけですし、明治「維新」（すべて改まり新しくなること）という用語自体、官製歴史用語であることを理解して、西南戦争に倣うなら倒幕戦争、アメリカの南北戦争に倣うなら東西戦争など、内実を著わす表現を使ってはと思います。
- ・乙未事変（いつびじへん）：1895年に行われた「明成皇后弑害事件」をこのように記す人がいますが、これこそ官製歴史用語で「事変」とは「満洲事変」同様、事実内容をぼかそうとする意図で作られた用語です。韓国では閔妃の諡号を採って「明成皇后弑害事件」が使われています。
- ・515事件、226事件：事実内容をぼかそうとする代表的な官製歴史用語だと思います。陸軍青年将校らによる226軍事クーデターなどと記すべきでしょう。

*この他、官製歴史用語の記述に関しては、知恵を出し合う必要性があると思います。

◇資料引用の正確性という視点のまやかし

「神道指令」は、1945年12月15日に連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が日本政府に対して発した覚書です。正式名称は「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」です。

文部科学省のHPでは、国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件（元号年十二月十五日連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第三号（民間情報教育部）終戦連絡中央事務局経由日本政府ニ対スル覚書）と記されています。

しかし英文では当然「15 December 1945」と記されており、元号年は記されていません。日本語訳の段階で元号年に書き換えられているのです。文部科学省の日本語訳を引用して、元号年十二月十五日を1945年12月15日としたら、引用ミスあるいは改ざんに当たるのでしょうか。私は違うと思います。より原文に近い引用に当たると思います。

日本バプテスト連盟関係書類で「学術論文」はないと思いますので、引用文中の元号年を西暦に書き換えても問題はないでしょうし、新たな文章を作成する場合に元号年記載が絶対に必要である文章などないでしょう。

日本のキリスト教界で元号年不使用、西暦記載が広まったのは皮肉にも「元号法」制定が契機になったと分析された方がいらっしゃいますが、私たちは、理事会声明で高らかに宣言されるように、主の日を覚えることを大切にすることだと思えます。



内閣総理大臣の伊勢神宮参拝を糺したい

浦瀬佑司（札幌バプテスト教会）

2022年1月4日、2020年から1年の間において、内閣総理大臣が神宮を参拝し、神宮司庁において記者会見を行った。ここで言う神宮とは、三重県伊勢市にあるいわゆる伊勢神宮である。1年の間が空いたのは、2021年1月は新型コロナウイルス感染症が拡大の一途にある中で、時の内閣総理大臣であった菅義偉が参拝を控えたことによる。菅前内閣総理大臣は、その職を辞した後に参拝している。このことを新聞やTVを含むマスコミは、ごく自然な何ら問題がない一般行事として報道している。このことについて強く異議を唱えたいと思う。それは、幾つかの理由があるからである。

第一に、伊勢神宮は、れっきとした宗教法人であり、国の機関である内閣総理大臣が内閣総理大臣の資格で参拝するという宗教行事を行うことは、憲法第20条第3項に違反するからである。同項には、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と定めており、国の行政機関である内閣総理大臣が、宗教行事を行うことは、ここで言う宗教活動に当たるからである。また、伊勢神宮は、宗教法人神社本庁がそのHPで明言するとおり、伊勢神宮を本宗と仰いでおり、全国8万の神社の中心的な宗教施設である。

憲法第20条第1項においては、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と規定されている。つまり、内閣総理大臣が、年頭に伊勢神宮に参拝し、神宮司庁において記者会見をすると言うことは、内閣総理大臣自身の意思がどの様なものであろうが、結果的に、宗教法人神社本庁に対して、国が、特別な地位があるかのような行為をしているということになるのである。つまり、国が神社神道に対して、特別な地位があるかのような擬制を

していると言うことなのである。これは非常に大きな問題であり憲法違反であると言わなければならない。

憲法に第20条（信教の自由・政教分離原則）の規定が定められたのは、1945年以前の日本という国のあり方を敗戦後の日本自身が批判したからである。1945年以前の日本、つまり大日本帝国憲法下の日本においては、皇室神道と、神社神道そして政治権力特に帝国陸海軍が一緒になった国家神道が、国民の思想的な根本理念として強制され、その結果、悲惨な被害を日本ばかりでなく東南アジアの各地に与えることとなったのである。このことは戦争当事国に属する者として、強い反省をしなければならず、そのような政治的な行為が起きないように、あらゆる機会を止めることが必要であると言うべきだろう。今も、神社神道の政治団体である神道政治連盟は、帝国憲法下の日本の行為を賞賛し、誤りを認めようとはしていない。しかも、国家神道の復活を画策していると言える。このような状況を考えるときに、私たちは、神社本庁の本宗といえる伊勢神宮に内閣総理大臣が、その国家機関としての地位を以て参拝することは、あたかも神社神道が、国から特別な地位があると認められているかのような性格を持っていると、日本国民に誤解される可能性を指摘しなければならない。これは、国による特権の付与と理解されるべき事態である。従って、われわれは、国の機関の宗教行為への関わり及び国による宗教団体への特権付与について、その双方とも憲法に違反する内閣総理大臣の伊勢神宮参拝に対し強く抗議しなければならないのである。

1941年6月、日本の教会は合同して日本基督教団を結成し、日本バプテスト連盟の前身である日本バプテスト西部組合はその一部となり、教会ではやむを得なかったかどうかは別として、主日

礼拝において宮城遙拝をし、国策に基づいて戦地に赴く信徒に対して、祝福を与えて送り出している。その教団は、日本軍の占領下にある東南アジアの諸地域・国家のキリスト者に対して「日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書簡」(1944年復活節)を発し「東亜共栄圏の建設」という目標のために、「戦友意識、鞏固なる精神的靱帯に一つに結び合わされて、不義を挫き、正義と愛の共栄圏を樹立するためにこの戦争を

最後まで戦いぬかなければならぬ」と呼びかけていたのである。そのような足跡を再び踏まないために、自身も含めて、国家と結びついた特権的な宗教を形成することに対しては、否定をすべきであると言わなければならない。このような意味からも、内閣総理大臣の伊勢神宮参拝に隠された本質に対して否を言ってゆきたい。

【 新聞記事より 】

■君が代判決 裁かれた行政の理不尽

個人の内心に踏み込むようなことをし、従わない者には差別的な扱いをする。そんな大阪府の理不尽な振る舞いが、司法によって厳しく裁かれた。

大阪府立高校の元教員が起こした裁判で、大阪高裁は訴えを大筋で認め、約315万円の損害賠償を府に命じた。

原告は17年3月末の定年退職を前に、府教委に再任用を申し込んだ。すると教委から、「卒業式などの際、君が代を起立斉唱することを含む職務命令に従うか」との意向確認があった。これに明確に答えなかったところ、任用されなかった。

原告は2度、君が代斉唱時に起立しなかったことで戒告となったが、他に処分歴はなく、勤務実績などに基づく校長の評価は「適」とされていた。

高裁は、原告側の「意向確認は憲法が定める思想・良心の自由に反する」との主張は退けたものの、再任用しなかったのは府の裁量権の逸脱・乱用にあたり、違法だと結論づけた。

再任用制度は、公的年金の支給開始が段階的に65歳に繰り延べられるなか、無報酬となる期間をなくすために設けられた。17年当時は社会に定着し、大阪府の教職員も希望する者の99%超が再任用されていた。

高裁はこうした事情を踏まえて、「再任用への期待は法的保護に値するものになっていた」と指摘。体罰を繰り返して減給処分を受けた者まで任用されていることにも触れ、原告に対する府の対応は客観的合理性や社会的相当性を著しく欠くと述べた。もっともな見解で、府は猛省する必要がある。

裁判で府は、原告と似たような経歴の元教員を不採

用とした東京都の措置を是認した最高裁判決を持ち出し、自らの正当性を訴えた。だがそれは、希望者のほぼ全員を採用する運用になっていないころの判断だ。制度の趣旨や社会の変化を見すえて適切に対応するという行政の使命を怠り、道理にあわない主張をしたとの批判は免れない。

大阪府には、君が代を起立して斉唱しない教職員に厳しい姿勢で臨んできた歴史があり、今回の再任用拒否もその延長線上にあるのは明らかだ。だが、君が代や日の丸にどう向き合うかは、個人の歴史観や世界観にかかわる微妙な問題である。

最高裁はこれまでの君が代訴訟で、起立斉唱の職務命令自体は合憲としつつ、「思想・良心の自由の間接的な制約となる面がある」と述べ、命令に従わないからといって過重な処分をすることを戒めている。

教育行政に携わる者、とりわけ大阪府の関係者には、司法が説くところを正しく理解し、業務にあたるのが求められる。(2021・12・26朝日新聞)

三月発行予定!

**「信教の自由・政教分離原則
キリストの平和を求めて」
日本バプテスト連盟の宣言・声明集**

(一九四七年)～(二〇二二年)
A4版 約一六〇頁

一九四七年以降、信教の自由・政教分離原則を齎かし、平和をなし崩しにする動きに抗する信仰的表明の記録をまとめた。キリストの平和を造り出すバプテストの歩みの励ましになるよう願っています。

(ヤスクニ委員会)

「ヤスクニ通信」発行責任：日本バプテスト連盟 靖国神社問題特別委員会 委員長 藤田直彦
〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和1-2-4 TEL 048-883-1091 FAX 048-883-1092